

別表十二(十二)
「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

当期積立額			1		円	期首中部国際空港整備準備金の金額		11		円
(1)の内訳	(1)のうち損金経理による積立額		2			均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額 均等益金算入額 (12)×―― 同上以外の場合による益金算入額 計 (13) + (14)	12			
	(1)のうち剰余金の処分による積立額		3				13			
							14			
							15			
積立限度額	空港用地取得価額基準額の計算	累積限度基準額 平成25年4月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時点における中部国際空港用地の帳簿価額	4			当期積立額のうち損金算入額 (10) 期末中部国際空港整備準備金の金額 (11)－(15) + (16)	16			
		空港用地取得価額基準額 (4)× $\frac{1}{10}$	5				17			
	累積限度基準額残額 (4)－((11)－(14))		6				貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金 差引 (18)－(17)	18		
	所得基準額の計算	所得又は連結所得の金額 (別表四「39の①」又は(別表四の二「47の①」+「48の①」+「49の①」+「50の①」))	7					19		
所得基準額 (7)× $\frac{2}{3}$		8			当期に生じた差額の合計額 (20) + (21)	20				
積立限度額 (5)、(6)と(8)のうち少ない金額		9				21				
当期積立額のうち損金算入額 (1)と(9)のうち少ない金額		10				前期以前分 前期末における差額 (前期の(19))	22			
							23			

法 0301—1212

中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の57の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10464」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額